

税制優遇措置

公益法人に寄附をした個人に対する寄付金控除について

* 当財団への寄附金は「特定公益増進法人」への寄附として税制優遇が受けられます
当財団に対する個人の方の寄附については、確定申告の際、『税額控除』と従来の「特定公益増進法人」に対して寄附した場合に適用される『所得控除』のいずれか一方を選択出来ます。

* 『所得控除』 または 『税額控除』
その年の対象団体に対して行った寄附金の合計額のうち、2,000 円を超える金額につき適用されます。

《『所得控除』適用の場合》

$$\begin{array}{r} \text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額} \\ \uparrow \\ \text{総所得金額等の 40\%相当額が限度} \end{array}$$

《『税額控除』適用の場合》

$$\begin{array}{r} (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額控除額} \\ \uparrow \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \uparrow \\ \text{総所得金額等の 40\%相当額が限度} \qquad \qquad \text{所得税額の 25\%相当額が限度} \end{array}$$

*お願いとご注意

税制は毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ねになるか、国税庁のホームページ（アドレス <https://www.nta.go.jp/>）でご確認の程お願い致します。